

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

平成25年12月6日、「特定秘密の保護に関する法律」が成立された。政府は、10月25日に閣議決定し、11月26日に衆議院、12月6日に参議院において、政府、与党の強行採決によって可決・成立された。

同法は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定できるようにするもので、後世の検証も担保されておらず、国民にはそもそも何が特定秘密なのかすら明らかにされていない。特定秘密の対象になる情報は「防衛」「外交」「特定有害活動防止」及び「テロ活動防止」の四分野に関する事項としており、その内容は「漏えいが国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」としている。

しかし、その範囲が広く、どんな情報でも特定秘密に指定される可能性があり、抵触する事案と判断されれば、すべてが秘密とされ、秘密を洩らした人、秘密を知ろうとした人に最高で10年の刑罰を科すとしている。さらに「その他重要な情報」に何が秘密に指定されるかわからないなどの不安が指摘され、広範な国民各層から反対の声が湧き上がっている。

特に、米軍基地と隣り合わせでの生活を余儀なくされている沖縄県、とりわけ嘉手納町では、秘密の対象となる「防衛秘密」や「外交秘密」と深くかかわり、影響を最も受けやすい地域として危惧している。住民が自らの生命財産を守るための実態把握さえもできなくなり、憲法で保障された権利が制限されることになる。

情報は国民の財産であり知恵である。今、重要なことは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない。国民の知る権利を揺るがす重要な法律を短期間かつ一度きりの公聴会を開催したのみで、成立させたことは断じて容認できない。

よって、嘉手納町議会は、国民の知る権利、表現の自由を守る立場から特定秘密の保護に関する法律の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣（特定秘密保護法担当）
衆議院議長 参議院議長